



ぎふ環境保全

VOL.70 発行 平成19年4月15日

◆行政ニュース

- 岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例について 岐阜県環境生活部廃棄物対策課
○産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について 岐阜県環境生活部廃棄物対策課



特 集 (社)岐阜県産業環境保全協会第35回通常総会 2

行政ニュース	岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例について	岐阜県環境生活部廃棄物対策課	5
	産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について	岐阜県環境生活部廃棄物対策課	8

振興局だより 振興局だより 挿斐地域廃棄物不法投棄等防止連携会議について
岐阜県西濃振興局揖斐事務所環境課 13

シリーズ シリーズ わがまちの産業廃棄物問題と対策 関 市 長 後藤昭夫 15

トピックス 「電子マニフェスト普及促進モデル事業」の結果について 16

協会だより	(社)岐阜県産業環境保全協会	
	19年度事業計画	20
	理事会の開催	23
	委員会の開催	24
	(社)全国産業廃棄物連合会	
	全国正会員会長・理事長会議の開催	25
	全国正会員事務局責任者会議の開催	25
	第20回総務委員会の開催	25
	中部地域協議会	
	電子マニフェスト普及促進説明会の開催	26
	第3回専務理事会の開催	26
	産業廃棄物処理実務者研修会の開催	26
	(社)全国産業廃棄物連合会及び財日本産業廃棄物処理振興センター主催	
	岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会の開催	27
	社名変更の紹介	27
お知らせ	平成19年度産業廃棄物処理業許可申請等講習会日程	28
	岐阜県の人事異動(関係分)	29
	岐阜市の人事異動(関係分)	30
	協会事務局の人事異動	30
	許可の有効期限にご注意	31
	協会への入会のおすすめ	32
	会費の納入は便利な口座振替で	33
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入方法	34
編集後記		36

題 字 (社)岐阜県産業環境保全協会 理事長 中本貞実

表紙写真 「桜花散る」(岐阜市内) フォト飛水 林 輝明

第35回通常総会を開催

平成19年度事業計画・収支予算

第35回通常総会が、去る3月20日(火)岐阜市内「ウェルサンピア岐阜」において、多数の来賓のご臨席をいただき、盛大に開催されました。

理事長挨拶は、中本理事長が体調不良で急遽欠席のため、後藤副理事長が代わって、次のとおり挨拶を申し上げました。

後藤副理事長挨拶

本日、ここに第35回通常総会を開催致しましたところ、来賓各位を始め、会員皆様の多数のご出席を頂き、盛大に挙行することができましたことは、誠に有り難く、厚く御礼申し上げます。

当協会は、平成元年に県、市町村並びに業界挙げてのご支援により設立され、平成9年には、公益法人としての組織強化をさらに進めるため、「社団法人岐阜県産業環境保全協会」と名称変更し、今日を迎えております。

この間、地域社会のご期待に応えるべく、皆様とともに協会発展に努めてまいりましたが、現在、会員数は正会員・賛助会員併せて477名となっており、設立当初の3倍以上となりました。これもひとえに、県はじめ、行政関係当局、関係各位のご指導・ご支援の賜物であり、心から感謝申し上げる次第であります。

さて、最近の産業廃棄物問題を取り巻く状況を考えてみると、環境の世紀といわれる21世紀に入り、循環型社会の形成が社会的テーマとなり、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進が強調されるようになりました。特に、循環型社会形成推進法が制定されて以降、リサイクル等の関係制度が急速



第33回通常総会

に整備される一方、循環型社会に対応した廃棄物処理体制の整備が大きな課題となっていました。

産業廃棄物処理業界においても、従来のように「出てきた廃棄物を処理する」というだけでなく、循環型社会の形成にふさわしい新たな役割、例えば循環型産業への転換等が期待されており、業界の責任は益々大きくなっているといえます。

わが国における産業廃棄物の排出量は、年間4億tを超える高水準で推移しておりますが、最近の環境省の調査結果によると、資源としてリサイクル処理された再生利用量が排出量の51.3%を占め、はじめて5割を超えたということあります。最終処分量も年々減少しており、我が国循環型社会への取組は、着実に前進しているという思いを抱いたとこ

ろであります。

しかしながら、3Rの推進等により再生利用等が図られても、どうしても処理できない廃棄物の受け皿としての最終処分場は、今後も必要であると思います。当協会としましては、県当局と協調しながら、最終処分場をはじめとした廃棄物処理施設の確保に努め、不法投棄の根絶を期していかねばならないと考えております。

県内においては、硫酸ピッチの不法投棄やフェロシルトの撤去等産廃処理問題が後を絶ちません。岐阜市椿洞の大規模不法投棄事案も、先般、最高裁判決があり、実刑判決が確定したところですが、撤去問題が今後の大きな課題となっております。こうした一部の悪質な業者の行為によって、産廃処理業界全体のイメージが損なわれることは、本当に残念な限りであります。

このような状況のもとで、国においては、数次にわたる廃棄物処理法の改正により規制を強化する一方、優良な処理業者を育成する観点から「優良性評価制度」の整備が図られ、県においても、平成17年10月からこの制度が導入されているところです。

また、環境省においては、産廃処理業者の優良化推進事業の一環として、「電子マニフェストの普及推進」について、積極的な取組が展開されております。

電子マニフェストは、平成9年に制度化されながら、普及率は3.5%程度であることから、環境省としては平成20年度までに30%まで上げようという目標を持っており、また、政府のIT戦略本部では、平成22年度までに50%という目標を持っています。

そのため、全国産業廃棄物連合会等を通じて、各県の総会にも、電子マニフェストの普

及促進に対する強い要請がまいっております。

当協会としましては、平成18年度に、「電子マニフェスト普及促進モデル事業」を実施したところであり、その結果も十分参考にしながら、今後の電子マニフェストの普及促進に取り組んでいきたいと考えております。

本日の総会は、「平成19年度事業計画」及び「平成19年度収支予算」とともに、「協会倫理綱領」の制定についてご承認を賜りたいと考えております。

特に、「協会倫理綱領」の制定につきましては、「大規模不法投棄事案発生の地」であり、かつ、「当事者が当協会の会員であった」ことの反省を踏まえ、協会として、「倫理綱領を遵守し、適正処理の推進に努めよう」という趣旨でありますので、ご理解賜りますようお願い致します。

また、本日は、当協会の表彰要綱に基づき、「関連業界育成等功労表彰」、「優良事業所表彰」及び「優良従事者表彰」として、それぞれ産業廃棄物関係業務にご尽力頂いた方々に対し、そのご功労を讃え、表彰をさせて頂きますが、皆様とともにお祝いと感謝を申し上げたいと思います。

終わりに当たりまして、今後とも当協会に対し、一層のご指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げ、挨拶と致します。



後藤副理事長の挨拶の後、産業廃棄物関係功労者の表彰式が行われました。続いて来賓祝辞に移り、古田肇岐阜県知事（環境生活部・細田大造次長が代読）、白橋国弘岐阜県議会議長及び細江茂光岐阜市長（環境事業部産業廃棄物指導室・堀野誠夫室長が代読）の祝辞

特集

があった後、議事に入りました。

議事は、株式会社粥川商店代表取締役粥川長司氏を議長に選出し、第1号議案「平成19年度事業計画」、第2号議案「平成19年度収支予算」及び第3号議案「協会倫理綱領」について慎重に審議され、いずれも原案どおり可決承認されました。

功労者の表彰

当協会の表彰制度による平成18年度産業廃棄物業務功労者に対する理事長表彰が、第35回通常総会の席上で行われました。

栄えある受賞者は次の方々です。(敬称略)

○関連業界育成等功労

(株)市川工務店 取締役副社長 竹中 靖

○優良事業所

梅田建設 株式会社

株式会社 西村組

○優良従事者

寿和工業(株) 営業課長 東山 篤

同 運転手 松浦 英幸

丸硝(株) 阿部母途子

(株)油研 大型自動車乗務員 福井 昭二

昭和技研(株) 業務部部長 戸崎 俊道

名古屋ロード・メンテナンス(株)

多治見事業所 技能マスター・主任 永治 光一



第35回通常総会記念講演会

第35回通常総会終了後、午後3時15分から(社)全国産業廃棄物連合会専務理事大塚元一氏をお迎えし、講演テーマ「産業廃棄物を巡る最近の諸問題」と題して1時間30分にわたり、ご講演をいただきました。講演の要旨につきましては、紙面の都合により次号でご紹介します。



功労者表彰

岐阜県リサイクル認定製品の認定及び 利用の推進に関する条例について

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

公布日：平成19年3月20日

施行日：平成19年4月1日

1 条例化の背景

現在、リサイクル製品を認定する制度は、全国で35都道府県にあります。その中で「岐阜県廃棄物リサイクル認定制度」は、平成9年6月に全国に先駆けて創設し、現在211製品を認定しております。

本制度は、制定から着実に認定製品数を伸ばしてきておりましたが、平成17年に発生したフェロシルト事件において、フェロシルトが三重県が認定したリサイクル製品であったことから、その信頼性が損なわれてしまいました。この事態に対応するため、平成18年2月に、「申請時における立入り確認の実施」、「県による環境基準への適合状況を確認する行政検査の実施」及び「認定期間の5年から3年への短縮」について制度を改正し、その信頼性の回復に努めてきました。

このたび、「欠格要件」、「罰則」などの規定を新たに加えることにより本制度の信頼性をさらに高め、認定製品のより一層の利用推進を図ることを目的として、条例に位置付けることとし、平成19年4月1日から施行します。

2 制度の目的

○資源の循環的な利用及び廃棄物の減量の促進に資するリサイクル製品を「岐阜県リサイクル認定製品」として認定し、その利用の推進を図ることを目的とします。

3 用語の定義

○以下のように定義付けております。

- ・「リサイクル製品」

循環資源を原材料の全部又は一部として製造され、又は加工される製品

※循環資源 … 循環型社会形成推進基本法に規定する「廃棄物等のうち有用なものをいう」と同義

4 認定要件

○認定を受けるための必要最低限の要件は以下のとおりです。

- (1) 県内で販売されているもの又は6ヶ月以内に県内で販売される見込みがあるもの。

行政ニュース

- (2) 県内の事業場で製造されたものであること。
- (3) 原材料となる循環資源が主に県内で発生したものであること。
- (4) 生活環境の保全のための措置がなされた事業場で製造されたものであること。
- (5) 特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料として使用していないこと。
- (6) 環境基本法の規定による土壤の汚染に係る環境基準に適合すること。
- (7) JIS規格、JAS規格等の規格に適合すること。
- (8) 原材料に占める循環資源の割合が、品目ごとに定める基準を満たすこと。

5 欠格要件

○以下に該当する場合は、認定を受けることができません。

- (1) 認定製品が不正な目的で使用及び特許権などの侵害のおそれがあるとき。
- (2) 認定を受けようとする者が認定を受けようとする製品の製造等又は販売に関し、不正又は不誠実な行為があると認めるとき。
- (3) その他認定することがふさわしくないと認められるとき。

6 認定審査

○認定審査の主な内容は以下のとおりです。

- (1) 学識経験者からなる「岐阜県リサイクル認定製品認定審査委員会」で審査
- (2) 品質確認のための製造工程の検査、安全性を確認するため行政検査を実施

7 認定期間

認定の日から起算して、3年間

8 認定を受けた者の義務

○認定を受けた者は、以下のことをしなければなりません。

- (1) 概ね1年毎に試験、検査を行い、認定要件への適合を確認し、知事に報告すること。
- (2) (1)の試験又は検査等に供した認定製品を5年間保管するとともに、知事への報告に係る書類を5年間保存すること。

9 認定の辞退

認定製品が認定要件に該当しないこととなる場合、認定製品の製造等を廃止するとき等、認定の辞退を届出しなければなりません。

10 認定の取消し

○以下に該当するときは、認定を取り消すほか、認定を取り消された者は、5年間認定申請ができなくなります。

- ① 認定要件に適合しなくなったとき。
- ② 認定しない事由（欠格要件）に該当するとき。
- ③ 不正な手段により認定を受けたとき。
- ④ 変更等の届出、製品の試験・検査報告をしないとき。

11 公 表

認定したとき、認定を取り消したとき、認定を辞退した製品が環境基準に適合しないときに、ホームページ等で公表します。

12 県の責務

○県は、以下のことを実施します。

- (1) 認定製品の優先調達に努めること。
- (2) 市町村に対し、認定製品の優先的な利用に配慮するよう要請すること。
- (3) 事業者及び県民に、認定製品の利用促進のための情報提供、広報活動等をすること。
- (4) 毎年度、調達状況を公表

13 立入検査

県は、必要に応じて認定事業者の事業場等に立ち入り、認定製品の品質及び安全性を確認します。

14 罰 則

○以下に該当する者は、5万円以下の「過料」に科せられます。

- ① 不正な手段により認定を受けた者
- ② 認定製品である旨を不当に表示した者

15 施 行

平成19年3月20日公布、平成19年4月1日施行

ただし、罰則規定は周知期間が必要なため、平成19年10月1日からの施行を予定

産業廃棄物管理票に関する報告書及び 電子マニフェストの普及について

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成18年環境省令第23号）が平成18年7月26日に公布され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成12年厚生省令第115号）が改正されました。

産業廃棄物を排出する事業者は、その処理を他人に委託する場合には産業廃棄物管理票（マニフェスト。以下「管理票」という。）を交付しなければならないこととされていますが、この改正により、産業廃棄物を排出する事業者は、事業場ごとに、交付した管理票の交付状況等を平成20年4月1日以降、毎年6月30日までに県（岐阜市内の事業場にあっては岐阜市）に報告しなければならないこととなりました。

上記報告は、不法投棄等の不適正処理防止の観点から、管理票に代わるものとして電子情報処理組織を使用した登録及び報告（以下「電子マニフェスト」という。）の普及が急務となっている中で、電子マニフェストが今後急速に進展していくことを見込んだものであり、電子マニフェストの普及を一層推進していく必要があります。

記

第一 改正の趣旨

1 管理票について

管理票については、排出事業者がその処理を委託した産業廃棄物の移動の状況、処理の状況等を自ら把握し、排出事業者責任を果たすことができるよう、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第12条の3第1項に基づいて排出事業者にその交付が義務付けられています。

2 県への報告書について

都道府県又は政令市（以下「都道府県」という。）が産業廃棄物の流れを管理票により把握することができるよう、管理票交付者は法第12条の3第6項の規定に基づいて、管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事に提出することが義務付けられています。

本規定は、管理票の電子化が進捗すれば都道府県が排出事業者の委託状況を容易に把握することができるため有効なものですが、実際には管理票の電子化が進展せず、その適用が猶予されてきました。

3 電子マニフェストについて

管理票の代わりに法第12条の5に規定する電子マニフェストを利用した場合は、産業廃棄物の排出事業者は管理票を交付することを要さないとされていますが、この場合、法第13条の2

第1項に規定により環境大臣から指定を受けた情報処理センター（以下「情報処理センター」という。）で情報が一括管理されるため、偽造がされにくく、不法投棄等の不適正処理の防止に資するものと期待されています。

のことから、電子マニフェストの普及は急務となっており、先般、内閣総理大臣を本部長とするIT戦略本部で決定された「IT新改革戦略」（平成18年1月19日決定）において、平成22年度には電子マニフェストの普及率を50%とする目標が設定され、政府全体として電子マニフェストを一層推進していくこととされました。

このように、電子マニフェストが今後急速に進展していくと見込まれることから、今般、管理票の報告に関する適用猶予期間を具体的に設定する改正が行われました。

第二 改正の内容

1 適用猶予措置について

適用猶予期間が平成20年4月1日までとされたことから、産業廃棄物の排出事業者は、事業場ごとに、その年の6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間（初年度は平成20年6月30日までに、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間）において交付した管理票の交付等の状況（産業廃棄物の種類及び排出量、管理票の交付枚数等）に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）様式第3号により報告書を作成し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出する必要があります。

ただし、電子マニフェストを利用した場合にあっては、法第12条の5第8項の規定により、情報処理センターが集計して都道府県知事に報告を行うため、事業者自らが都道府県知事に報告する必要はありません。

2 様式について

様式第3号において、従来は産業廃棄物の種類、管理票の交付枚数、運搬受託者の氏名又は名称、運搬受託者の許可番号、運搬先の住所、処分受託者の氏名又は名称、処分受託者の許可番号及び処分受託者の住所を記載することとされていましたが、これらに加え、当該事業者の業種及び排出量の項目が追加されました。

この際、記入に当たっては以下に留意してください。

(1) 業種

日本標準産業分類における事業区分（中分類）に準拠すること。

(2) 産業廃棄物の種類

法第2条第4項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条及び第2条の4の区分に準拠すること。

ただし、電気製品が廃棄物になったもの等、やむを得ず複数の種類の産業廃棄物が混合している場合にあっては、混合廃棄物として取り扱うことも可能であること（別添2準拠のこと）。

(3) 排出量

単位には「トン」を用いて記載すること。実際に委託した産業廃棄物の具体的なトン数を

記載することを基本とするが、それが困難な場合にあっては、廃棄物の種類ごとに立方メートルとトンの換算例（参考値、別添2）を参考に記入することも可とする。なお、この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という性格のものであることに留意すること。

また、電子マニフェストを使用する場合であって、トン数での報告でない場合にあっては、情報処理センターにおいて別添2の換算表に基づき換算すること。

(4) 石綿含有産業廃棄物

収集運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物が含まれていることを明らかにすること。

第三 電子マニフェストの普及について

電子マニフェストは、不法投棄及び不適正処理の未然防止に資するものであり、本県としても電子マニフェストの一層の普及促進を図っていく必要がありますので、積極的な導入についてよろしくお願いします。

なお、電子マニフェスト導入の利点については、下記の例が考えられます。

【電子マニフェスト導入の利点】

①事務の効率化

- ・パソコンや携帯電話から簡単に登録・報告が可能
- ・排出事業者による管理票の保存が不要
- ・廃棄物の処理状況の確認が容易
- ・管理票データの加工が容易
- ・事務効率化による人件費の削減

②法令の遵守

- ・管理票の誤記・記載漏れを防止
- ・排出事業者が処理委託した廃棄物の処理終了確認期限を自動的に通知し、確認漏れを防止

③データの透明性

- ・管理票の偽造を防止
- ・管理票情報を第三者である情報処理センターが管理・保存

④管理票交付状況の行政報告

- ・電子マニフェスト利用分は情報センターが報告するため、排出事業者の報告が不要

— 電子マニフェストに関する問合せ先 —

財団法人日本産業廃棄物処理振興センター

情報処理センター 普及部

TEL : 03-3668-6513

<http://www.jwnet.or.jp>

(別添2)

産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）

産業廃棄物の種類		換算係数
1 燃え殻		1.14
2 汚泥		1.10
3 廃油		0.90
4 廃酸		1.25
5 廃アルカリ		1.13
6 廃プラスチック		0.35
7 紙くず		0.30
8 木くず		0.55
9 繊維くず		0.12
10 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物		1.00
11 とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物		1.00
12 ゴムくず		0.52
13 金属くず		1.13
14 ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず		1.00
15 鉱さい		1.93
16 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物		1.48
17 動物のふん尿		1.00
18 動物の死体		1.00
19 ばいじん		1.26
20 産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの		1.00
21 建設混合廃棄物		0.26
22 廃電気機械器具		1.00
23 感染性産業廃棄物		0.30
24 廃石綿等		0.30

【注1】上記の換算係数は1立方メートル当たりのトン数（t/立米）。

【注2】この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意されたい。

【注3】特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外については、それぞれ1-19に該当する品目の換算係数に準拠。

【注4】「2t車1台」といった場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法がある。

行政ニュース

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成 年度）

平成 年 月 日

都道府県知事

殿

（市長）

報告者

所

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
電話番号

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定に基づき、 年度の産業廃棄物管理条例票に関する報告書を提出します。

事業場の名称

事業場の所在地

番号 産業廃棄物の種類 排出量(t) 管理票の交付枚数 運搬受託者の許可番号 運搬受託者の名称 又は氏名 運搬先の住所 運搬先の住所の登記番号 許可番号 業種

番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の名称 又は氏名	運搬先の住所	運搬先の住所の登記番号	許可番号	業種
1									
2									
3									
4									

備考

1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理条例について6月30日までに提出すること。
2 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が専用場であり、又は所在地が一定しない事業場をしてまとめた上で提出すること。

3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。

4 番号には日本標準産業分類の中分類を記入すること。

5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石炭含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石炭含有産業廃棄物に係るものと明らかにすること。

6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。

7 区間を区切って運搬を委託した場合は、区間ごとの運搬受託者は再受託者についてすべて記入すること。
(日本工業規格 A列4番)

揖斐地域廃棄物不法投棄等防止連携会議について

西濃振興局揖斐事務所環境課

県では、頻発する廃棄物の不法投棄等不適正処理事案を防止するため、行政が率先して取り組むことはもちろん、幅広い分野の方々に参加いただき、総ぐるみで取り組んで行くことを内容とする「廃棄物の不法投棄等防止に関する総ぐるみの行動指針」を策定し、地域住民との連携会議が、県内の8圏域に設置されました。

揖斐事務所管内においても、「揖斐地域廃棄物不法投棄等防止連携会議」を設置し、平成18年5月29日、平成19年1月24日に連携会議を開催いたしました。

この連携会議の目的の1つとして、地域住民の方からの廃棄物不適正処理の通報がありますが、その効果として、本年度の12月末現在の通報件数が、昨年度の2倍近い件数となっております。

このことは、廃棄物の不適正処理の件数が増加したというよりは、住民の方々の廃棄物不適正処理の改善を望む意識の高まりの現れではないかと考えております。

なお、通報のありました案件については、そのほとんどが小規模の段階で発見・指導ができたことから、早期に改善することができました。

揖斐地域は、揖斐関ヶ原養老国定公園、揖斐県立自然公園に代表されるように、豊かな自然環境に恵まれた地域です。

また、揖斐川の水源として下流地域の安全な水の確保等、良好な生活環境の確保に責任を有する地域でもあります。

こういった揖斐地域の環境を守るために、住民の皆様方のご協力をいただきながら、今後とも廃棄物不適正処理事案の早期発見・早期解決に努めて参ります。

◆ 揖斐地域廃棄物不法投棄等防止連携会議(地域住民との連携会議)の概要

○構成員

〈民間団体等〉 自治会、環境関連NPO団体、商工団体、消防団、郵便局、森林組合、報道機関、ふるさと環境保全委員、廃棄物適正処理監視モニター（26名）

〈行政機関〉 県、警察、町、消防署（13機関）

○所掌事項

- ・廃棄物の不法投棄等に関する監視活動、情報の収集、通報に関すること。

- ・廃棄物の不法投棄等又はそのおそれのある事案の対応に関すること。
- ・パトロール活動の実施に関すること。
- ・不法投棄等防止のための啓発活動の実施に関すること。
- ・不法投棄等情報の公開に関すること。
- ・その他連携会議の運営に関すること。

◆ 指定地域での連携会議の開催状況

○第1回 平成18年5月29日(月)

- ・廃棄物不法投棄等防止連携会議の概要について
- ・指定地域の産業廃棄物不適正処理事案について（管内6カ所）

○第2回 平成19年1月24日(水)

- ・廃棄物処理法の概要について
- ・廃棄物の定義、処理の責任、処理の方法、違反の事例などについて
- ・指定地域の廃棄物に関する苦情について
- ・指定地域の産業廃棄物処理事案について（管内5カ所）

わがまちの産業廃棄物問題と対策



市民・事業者・行政一体で環境保全、
環境創出に取り組む

関市長 後藤昭夫

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆さんには、日頃より格別のご尽力を賜っておりますことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

関市は、平成17年2月に旧武儀郡2町3村（洞戸村・板取村・武芸川町・武儀町・上之保村）の合併に伴いましてV字型の地形となり、以前の旧関市に比べまして森林面積が8割を占めるようになりました。

市内で発生するごみにつきましては、市民に分別することでごみ減量化に取り組んでもらい、資源として活用するために、昭和61年に「分ければ資源、混ぜればごみ」を合い言葉に、カン・ピンの分別収集から始まり、平成8年には「ごみ袋の指定と一定量以上有料化方式」を導入し、平成12年の「プラスチック製容器包装類」まで全13品目にわたり、ごみの分別を実施することで、ごみの減量化に向けた取り組みが、市民に深く認識されてきました。しかし、ごみの量については、指定袋導入後に一時的に減りましたが、人口・世帯増により翌年以降は微増しているのが現状です。

今日私たちを取り巻く環境問題は、廃棄物やリサイクル問題、地球環境の破壊など多種多様化してきています。その原因となっているのは、大量生産・大量消費・大量廃棄や利便性のみを追求してきた社会システムやライフスタイルにあります。

こうした状況を踏まえ、将来の世代に安全で快適な生活の基盤となる環境を引き継ぐためには、市民・事業者・行政が一体となり、環境保全・環境創出に取り組むことが必要であると考えます。

貴協会におかれましては、これからも圏域内の廃棄物の適正処理に一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

「電子マニフェスト普及促進モデル事業」の結果について

平成18年度事業として、(財)日本産業廃棄物処理振興センターの助成(2分の1、限度額100万円)を受け、ASP業者としてアースデザインインターナショナル(株)と委託契約を締結し、「電子マニフェスト普及促進モデル事業」を実施しました。

この事業の結果が、「電子マニフェスト普及促進モデル事業」報告書としてまとめられ、平成19年3月1日に会員向けの報告会を開催しましたが、今後全会員に報告書を送付する予定です。

協会としては、このモデル事業の結果も参考にしながら、今後の電子マニフェスト普及促進事業に取り組んでいく予定であります。

以下、報告書の中の「課題と対策」と「まとめ」をご紹介します。

○課題と対策

今回、28企業等の協力を得て電子マニフェストの試験運用を実施した結果、各参加企業等から多くの意見を吸収することができた。今回、新規に加入した企業等のうち、その半数から、今後も継続的に電子マニフェストを利用したいとの前向きな意見があったことは大きな成果である。しかし、その中には期待を込めた様々な意見があがっているのも事実であり、これらを今後の課題として整理する。

(1) 電子マニフェスト制度の周知

本モデル事業において、電子マニフェスト講習会(勉強会)を開催したところ、参加した各企業等の現場担当者は、電子マニフェストという言葉は耳にしたことがあっても、そのメリットや運用方法を理解していた人は少数であった。

今後、電子マニフェストの更なる普及を図るためにには、排出事業者の理解と積極的な関与が必要と考えられる。また、処理業者による排出業者への働きかけにも限度があることから、行政機関を中心に排出事業者に対する啓発を推進することが重要である。

(2) 電子マニフェスト化によるコストの増加

アンケート調査の結果、参加企業等の多くが最も懸念していることは、コストの増加であった。今回のモデル事業を通して、参加企業等の多くは電子マニフェストの必要性、重要性、将来性を理解し継続利用を望んでいるが、「コストの増加」を理由に電子マニフェストを導入しないとする回答もあった。電子マニフェストによる事務作業の軽減が謳われていても、純粋に一件あたりの運用コストが増えることは、多くの企業等にとって電子化移行の阻害要因となる。また、マニフェストの発行数が少ない中小企業等への普及が進まない要因ともなる。従って、少なくとも従来の紙マニフェストと同等の料金体系の設定が必須であると考える。

(3) 電子マニフェスト化による排出事業者の業務負担増

廃掃法において、排出事業者はマニフェストを交付することが義務づけられている一方、実際の商習慣上では収集運搬業者がマニフェストを用意するケースが存在する。この場合、排出事業者はあらかじめ必要事項が記載された紙伝票にサインをするだけの作業でマニフェストの交付が行われる。特に、大量のマニフェストが発生する建設現場ではこうした運用パターンが数多く見られる。

対して、電子マニフェストは排出事業者がパソコンで全ての必要事項を入力しなければならない。この入力作業はこれまでサインするだけの作業に比べれば大幅な業務量の増加となるため、電子マニフェスト導入のメリットが薄れる可能性がある。

特に、廃棄物処理においては排出事業者の影響力は大きく、いかに排出事業者にメリットを与えるかが電子マニフェスト普及の鍵を握るものと考えられる。

(4) 電子マニフェスト化による処理業者の業務負担増

現在、多くの処理業者は紙マニフェスト伝票管理と販売請求管理が連動した社内システムを導入している。つまり、マニフェストに関する情報は全て電子上で管理されており、社内の業務スキームはこれらのシステムを介して構築されている。従って、販売請求管理に連動していない電子マニフェストを利用する際には、入力業務が別途発生することになり、業務負荷が増加することとなる。

従って、これら社内システムといかに連動できるかが、処理業者に対して電子マニフェストを普及させる課題である。

(5) 建設系廃棄物の電子マニフェスト化の阻害要因

建設系廃棄物は、排出事業場が多数あり、排出から処分に至るまで複数の業者が関わっている。

このため、建設系廃棄物の排出事業者や処理業者にとっては、電子マニフェストを導入した初期の段階では、大量のマニフェストのうちのごく一部が電子化されているに過ぎないこととなり、かえって業務負担が増加したり、コストが高くなってしまうことになる。

電子マニフェストの普及促進に向けてはこれらをどう解決していくかが課題となる。

○まとめ

今回、協会内に電子マニフェスト導入検討委員会を立ち上げ、電子マニフェスト普及促進モデル事業を行ったことで、排出事業者、収集運搬業者、処分業者それぞれに電子マニフェストに対する理解が深まったことは非常に有意義であった。

現在、国は電子マニフェストの普及率を平成20年度には30%（「電子マニフェスト普及促進方策（平成17年3月14日）」）、平成22年度には50%（「IT新改革戦略（平成18年1月19日）」）とする目標を設定し、政府全体として電子マニフェストを普及させることとしている。一方で、

トピックス

この制度と実際の現場との間には大きな温度差が存在していることも事実である。

今回のモデル事業を通して得られた価値ある意見に耳を傾け、これらひとつひとつに対応できる体制を行政、排出事業者、処理業者等がそれぞれの役割を担っていくことが、電子マニフェストの普及促進に向けて大変重要なことである。

以下に電子マニフェストの普及促進に向けたそれぞれの役割をまとめます。

〈行政の役割〉

電子マニフェストの普及拡大にあたっては、民間への活発な啓発活動が欠かせないことが明らかではあるが、まずは国、自治体その他公共機関から積極的な電子マニフェスト化を推進し、民間企業を牽引していくかたちで普及促進を図っていくことが重要である。

〈排出事業者の役割〉

排出事業者は、自らの生産活動等に伴って産業廃棄物を発生させていることを強く認識し、廃掃法でも明確にされている排出事業者責任を全うしなければならない。

このため、環境対策、特に廃棄物の適正処理や減量化、リサイクルを経営上の重要課題として位置付け、廃棄物の発生抑制が図られるよう努めなければならない。

また、電子マニフェストを活用し、処理業者に委託した廃棄物が最終処分に至るまでのすべての過程において適正処理が確保されるよう注意を払うとともに、取引する処理業者に対して、電子マニフェストの加入を働きかけていくことが必要である。

〈処理業者の役割〉

処理業者は、廃棄物処理の専門家として、また業務遂行を通して環境保全に寄与する者として重要な役割を担っている。

このため、廃棄物処理に関して、自らの役割を十分に自覚し、高度な技術を持って、適正処理の確保に取り組んでいかなければならない。

また、マニフェスト制度の普及・啓発が処理業者を中心として行われてきた現状を踏まえると、電子マニフェストの普及促進にあたっても処理業者が中心となって排出事業者を誘導するかたちで行われることが、加入率の向上に大きく寄与すると思われる。

〈JWNETの役割〉

アンケート調査の結果、参加企業等の多くが最も懸念していることは、コストの増加であった。電子マニフェストが普及していくためには、1件あたりのコストが紙マニフェストと同等であることが望ましく、マニフェストの発行件数が少ない中小企業等を考慮し、従来の紙マニフェストと同様な従量課金制となることが期待される。

ところで、収集運搬業者は、廃棄物の運搬中の車輌に運搬中の産業廃棄物の情報を記載した書面を携行しなければならない。また、現在、処理業者の多くが紙マニフェストを請求伝票とし使用しており、紙の存在は欠くことができない。さらに、現状の電子マニフェストの普及率を考えると、当分の間、排出事業者及び処理業者の多くが紙マニフェストと電子マニフェスト

を併用していかなければならない。

これらを踏まえれば、電子マニフェストの料金を従量課金とし、紙マニフェストと電子マニフェストの番号を統一し、発行されたマニフェスト番号が電子マニフェスト上で動いていく一方で、運搬車輌に備え付ける書面や請求伝票に代わるものとして運用していくことも現状に即した運用の1つではないだろうか。

〈協会の役割〉

電子マニフェストの普及促進を図るにあたり、自社にパソコンを所有していない中小零細企業の導入の遅滞が足かせとなる。このような企業の支援策として、電子マニフェスト上で代行して報告することを協会が担うことが考えられる。

また、電子マニフェストの普及促進や初期の導入サポートを行う機関として協会の新たな役割が期待される。

なお、紙マニフェストと電子マニフェストの番号の統一においては、マニフェスト番号の発行を協会が担っていくことが考えられるのではないか。

〈A S P業者の役割〉

電子マニフェストの普及をより加速させるためには、排出事業者によるマニフェスト入力業務の軽減や処理業者の社内システムとの連動など、現場のニーズに即したシステムの提供が必要である。

A S P業者は、こういった多様なニーズに応えるサービスを提供する企業としての役割を担うとともに、紙マニフェストに要するコストと電子マニフェストに要するコストの差を埋める役割を担っていくことも期待される。

なお、紙マニフェストと電子マニフェストの番号の統一においては、このシステムを提供する企業として、A S P業者が役割を果たすことが考えられるのではないだろうか。

平成19年度 事業計画

さる3月20日に開催された第35回通常総会において平成19年度事業計画及び収支予算が審議され、全会一致で原案どおり承認されました。平成19年度における協会の諸事業は、次の基本方針に沿って推進されます。以下に基本方針をご紹介します。

第1 基本方針

「環境の世紀」といわれる21世紀に入り、わが国においては「循環型社会経済システム」の構築が急務となっています。循環型社会とは「持続可能な社会」であり、そのためには「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」から脱却し、3R（Reduce＝発生抑制、Reuse＝再使用、Recycle＝再生利用）の取組みを着実に進めることにより、循環型社会への転換を図っていく必要があります。

産業廃棄物処理業界においても、従来のように「発生した廃棄物を適正に処理する」というだけでなく、循環型社会の形成にふさわしい新たな役割（資源循環型産業への転換等）が期待されており、業界の責任は益々大きくなっているといえます。

しかし、3Rの推進により再生利用等が図られても、なお発生する産業廃棄物を適正に処理するための施設（最終処分場、中間処理施設）が確保されなければ、健全な産業活動や良好な生活環境を維持することは、困難であります。

我が国における産業廃棄物の排出量は、年間4億トンを超える高水準で推移しており、再生利用率が向上し、最終処分量の減少傾向がみられるものの、最終処分場の残余容量は依然逼迫状況にあります。さらに、後を絶たない不法投棄事案や不適正処理事案は、産業廃棄物処理業界に対するイメージを悪化させ、また、優良な処理業者が市場で優位に立てない、いわゆる「悪貨が良貨を駆逐する」という産業廃棄物の特殊な構造を作り出す一因となっております。

このため、国においては、廃棄物処理法の改正による規制の強化とともに、優良な処理業者を育成する観点から、「産業廃棄物処理業者の優良化推進事業」の制度的枠組みが整備され、岐阜県においても、「産業廃棄物処理業者の優良性評価制度」が導入されたところであります。

また、国においては、優良化推進事業の一環として「電子マニフェストの普及促進」を強力に推進することが課題とされたことから、社団法人全国産業廃棄物連合会等関係機関と一体となり、当協会も今後、「電子マニフェストの普及促進」に積極的に取り組んでまいります。

当協会は、産業廃棄物の適正処理の推進等を通じて県民福祉の更なる向上に寄与していくため、平成19年度において、次の基本方針を掲げ、諸事業を積極的に推進してまいります。

基本方針

- 1 共同産業廃棄物処理施設設置等の推進
- 2 適正処理・再生利用等の推進
- 3 公益的事業の拡充
- 4 組織の強化・活性化の推進
- 5 優良化推進事業の促進

第2 事業計画

第1「基本方針」に従い、平成19年度において取り組む個別事業の計画を次のとおり定め、多様化する社会情勢を見極めつつ、効率的な事業運営を展開していきます。

1 組織強化事業

業界主体の会員構成のもとで、本協会の社会的地位の確立と発展を期するため、次により組織の拡大を図ります。

- (1) 会員の福利厚生事業等の充実を図るとともに、積極的な加入勧誘に努めることにより会員の加入促進を図ります。
- (2) 増大する事務に対応するため、OA化・情報化等を推進し、事務処理の効率化を図ります。

2 調査研究事業

産業廃棄物対策についての調査・研究並びに会員その他関連業界等の動静を調査し、協会活動に反映させます。

また、会員の処理技術、知識の向上のため、各種研究機関等との連携を深めます。

3 教育研修事業

- (1) 各種研修会、施設等の視察、講演会等を随時開催し、会員の知識・技術習得の機会を設けます。
- (2) 処理技術の多様化・高度化に対応するため、会員の要請に応じた専門研修会等を開催します。
- (3) 正会員に産廃専門雑誌「いんだすと」を毎月配布します。
- (4) 会員に関係条例・規則・指導要綱等の改正に対応した資料を編集し、配布します。
- (5) 会員に産廃手帳（2008年版）を配布します。

4 相談指導事業

協会設立の趣旨に沿い、幅広く会員の相談に応ずるほか、必要に応じ資料を提供します。

また、排出事業者、一般県民からの相談にも積極的に対応します。

5 啓発普及事業

- (1) 産業廃棄物に対する認識と理解を県民に深めてもらうため「岐阜県産業廃棄物ものがたり」体験バスツアーを岐阜県と共同で実施します。
- (2) 産業廃棄物に関する正しい理解を深めるため、「環境フェア等」の協賛、県民運動等への参加、啓発資材等の提供を行います。

6 共同処理施設設置推進・技術援助事業

共同産業廃棄物処理施設設置等の推進及び産業廃棄物の適正な処理に関する技術援助等に協力します。

7 産業廃棄物管理票（マニフェスト）頒布事業

産業廃棄物の適正処理のため、マニフェストの使用が法律により義務づけされたことに伴い、頒布事業の拡大による管理体制の強化を図るとともに、関係資料等を配布し、啓発普及に努めます。

8 巡回指導事業

巡回指導を実施し、産業廃棄物の適正処理・再生利用等の推進に努めます。

9 経営改善指導事業

産業廃棄物処理業の優良化の促進、経営改善、労働安全衛生指導のため、研修事業と提携して関連研修会、講習会等を開催します。また、個別の相談事業又は情報提供について隨時対応していきます。

10 広報誌等発行事業

- (1) 協会報「ぎふ環境保全」を年4回定期的に発行し、会員等に配布します。
- (2) 「協会要覧」（会員名簿）を年1回発行し、会員等に配布します。
- (3) 「保全協 News」を隨時発行し、会員等に配布して迅速な情報提供に努めます。

11 協力交流事業

- (1) 社団法人全国産業廃棄物連合会及び同中部地域協議会、財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、財団法人日本環境衛生センター等関連団体との交流を図り、相互の理解と協力を努めます。
- (2) 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物処理業に関する各種講習会等の実施に協力します。

12 表彰事業

通常総会において優良会員等を表彰し、その功績を顕彰します。

13 青年部会活動助成事業

協会の次代を担う青年部会の活動を支援し、協会事業の健全な発展を推進します。

14 電子マニフェスト普及促進事業

電子マニフェストについては、国及び環境省の方針を踏まえ、社団法人全国産業廃棄物連合会等関係機関が一体となって、その普及促進に取り組む動きが急速に進展しております。

このような状況の中、当協会においては、平成18年度に実施した「電子マニフェスト普及促進モデル事業」の結果も参考にしながら、電子マニフェストの普及促進に積極的に取り組むこととし、関係事業の実施に努めます。

15 産業廃棄物対策基金の運営管理事業

財団法人地球環境村ぎふからの寄附金（約2億1千5百万円）を原資として平成18年7月に設置した「産業廃棄物対策基金」の適正な運営管理に努めます。

16 その他関連事業

その他必要な事業について、理事会の議を経て実施します。

〈(社)岐阜県産業環境保全協会〉

○ 平成18年度第4回理事会の開催

平成18年度第4回理事会が、平成19年2月20日(火)午後1時30分から岐阜県県民ふれあい会館409特別会議室で開催されました。

この理事会においては、報告事項として4件が報告されたほか、5議案の審議が行われました。報告事項は、次のとおりです。

報告事項1 委員会開催結果等について

報告事項2 社団法人全国産業廃棄物連合会の要望事項について

報告事項3 電子マニフェスト普及促進について

報告事項4 電子マニフェスト普及促進モデル事業の結果について

続いて、次の5議案の審議が行われましたが、いずれの議案も全会一致で可決・承認されました。

第1号議案 平成19年度事業計画について

第2号議案 平成19年度収支予算について

第3号議案 平成18年度優良会員等理事長表彰者の選考について

第4号議案 第35回通常総会の開催について

第5号議案 「協会倫理綱領」の制定について

続いて、その他の報告・説明事項として、「会員の動向について」の報告と「公益法人制度改革の概要」について説明がありました。この「公益法人制度改革」については、今後いろいろと検討すべき事項があり、改めて会員の皆様にはご報告する予定です。



平成18年度
第4回理事会

○ 委員会の開催

平成19年1月29日から30日にかけて総務委員会等四つの委員会が水産会館2階第3会議室において開催されました。各委員会においては、平成19年度事業計画案（基本方針・事業計画）等について協議を行い、原案どおり承認されました。

第3回研修指導委員会

平成19年1月29日(月) 10:30~12:00

(協議事項) 平成19年度事業計画案について

第4回広報編集委員会

平成19年1月29日(月) 13:30~15:00

(協議事項) ① 協会報第70号の編集方針について
② 平成19年度事業計画案について

第3回適正処理委員会

平成19年1月30日(火) 10:30~12:00

(協議事項) ① 平成19年度事業計画案について
② 協会倫理綱領について

第2回総務委員会

平成19年1月30日(火) 13:30~15:00

- (協議事項) ① 平成19年度事業計画案について
② 協会倫理綱領について

〈社全国産業廃棄物連合会〉

○ 全国正会員会長・理事長会議の開催

全国正会員会長・理事長会議が、平成19年2月23日(金)午後1時30分から名古屋東急ホテル3階「ルネッサンス」において開催され、当協会からは後藤利夫副理事長が出席しました。

会議概要は、國中会長の挨拶に続き、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策産業廃棄物課の木村祐二課長の講演がありました。

講演のテーマは、次のとおりです。

「最近の産業廃棄物行政の動向について～電子マニフェストを中心として～」

続いて、次の議題により説明と意見交換が行われました。

- ① 電子マニフェストの普及に向けた取り組みについて
- ② 公益法人制度改革の概要について
- ③ 欠格要件にかかる要望書の提出について
- ④ その他意見交換

会議終了後、懇親会が行われ、参加者相互に交流を深めました。

○ 全国正会員事務局責任者会議の開催

全国正会員事務局責任者会議が、平成19年2月8日(木)午後1時30分から東京都千代田区平河町の全国都市会館3階第2会議室において開催され、種田専務理事が出席しました。

会議概要は、國中会長挨拶に続き、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策産業廃棄物課の木村祐二課長と(財)日本産業廃棄物処理振興センターの古市理事長から挨拶がありました。

続いて、「電子マニフェストの普及促進に向けた具体的な取組について」の議題に基づき、環境省、(社)全国産業廃棄物連合会及び(財)日本産業廃棄物処理振興センターから具体的な説明があり、その後情報交換が行われました。

○ 第20回総務委員会の開催

(社)全国産業廃棄物連合会第20回総務委員会が、平成19年1月16日(火)午後1時30分から同連合会第2会議室において開催され、種田専務理事が出席しました。中部地域協議会では4県がそれぞれ委員会に所属しており、岐阜県は総務委員会ということで、出席したものです。

会議は、小田島委員長のもとに進められ、次の議題について協議しました。

- ① (社)全国産業廃棄物連合会表彰規則・表彰内規について
- ② 公益法人制度改革の概要について

- ③ 第23回通常総会における講演者の選定について
- ④ その他

〈中部地域協議会〉

○ 電子マニフェスト普及促進説明会の開催

中部地域協議会「電子マニフェスト普及促進説明会」が、平成19年1月17日(水)午後2時30分から名古屋市内の「ローズコートホテル」のローズルームで開催され、当協会からは清水副理事長、粥川理事、竹中理事、野村理事、種田専務理事が出席しました。

今回の会議は、電子マニフェストに特化した会議であり、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策産業廃棄物課の木村祐二課長からは、「電子マニフェストについて」の施策説明がありました。また、(財)日本産業廃棄物処理振興センターの麻戸普及部長からは「電子マニフェストの仕組みと運用」について説明があり、その後各県協会の取組の状況説明と質疑応答がありました。会議終了後、懇親会が行われ、参加者相互に交流を深めました。

○ 平成18年度第3回中部地域協議会専務理事会議の開催

平成18年度第3回中部地域協議会専務理事会議が、平成19年2月9日(金)午後3時から水産会館2階第3会議室において開催され、4県の専務理事が出席しました。

会議は、次の議題について協議や意見交換・情報交換が行われました。

- ① (社)全国産業廃棄物連合会第20回総務委員会の結果について
- ② 電子マニフェスト普及促進事業について
- ③ 平成19年度中部地域協議会収支予算案について
- ④ 平成19年度講習会開催計画について
- ⑤ 中部地域協議会の開催状況について
- ⑥ 各県協会における平成19年度の新規事業について
- ⑦ 各県協会の情報交換

産業廃棄物処理実務者研修会の開催

(財)日本産業廃棄物処理振興センター及び(社)全国産業廃棄物連合会の実施による「産業廃棄物処理実務者研修会—基礎コース—」が、岐阜県内で初めて開催されました。この研修会は、産業廃棄物を取り扱う実務者を対象に実施されたもので、受講希望者が多数のため、急遽1会場を追加して計2回開催され、各120名の参加者があつて大変好評のようでした。当協会としては、講習会と同様、受付業務等の便宜供与を行いました。研修会の概要は、次のとおりです。

(第1回) 平成19年2月16日(金) 県民ふれあい会館

(第2回) 平成19年2月28日(水) ウエルサンピア岐阜

カリキュラム (参加費 7,000円)

- ・産業廃棄物処理の基礎
- ・産業廃棄物の委託処理と委託契約
- ・産業廃棄物管理票・帳簿

岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会の開催

公共関与による産業廃棄物処理施設の整備等について検討するため、岐阜県において設置された「岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会」は、平成18年度に計5回開催され、3月の第5回委員会においては、中間報告の取りまとめが行われました。当協会からは、委員として、当初は中本理事長が、第3回からは後藤副理事長が参加しています。

開催状況は、次のとおりです。

- 第1回 平成18年8月11日 岐阜県議会西棟第1会議室
 第2回 同 9月26日 県民ふれあい会館
 第3回 同 11月17日 岐阜県議会西棟第1会議室
 第4回 平成19年1月25日 同
 第5回 同 3月1日 シンクタンク庁舎

社名変更の紹介

(平成18年11月から平成19年3月までに届出のあった分)

区分	新社名	旧社名
正会員	株式会社 あおやま	株式会社 青山
	株式会社 鈴木商事	有限会社 鈴木商事
	株式会社 グロー	古田宗弘(グロー)
	株式会社 TFK	有限会社 松浦産業
賛助会員	岐阜県解体・建廃事業協同組合	岐阜県建設廃材処理協同組合
	株式会社 クリエイト	株式会社 クリエートサン

お 知 ら せ

平成19年度産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会並びに特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会日程

平成19年度の産業廃棄物処理業新規・更新講習会、特別管理産業廃棄物管理責任者講習会の近県開催日程を下記の通りお知らせします。

講習会申込手続き（岐阜県の場合）

- 受講を希望される方は、あらかじめ当協会に電話で問い合わせ、受講予約をして下さい。
- 受講希望者が定員（各120名）に達したときは、受付を終了します。
- 受講申込書（受講の手引き）は、当協会又は岐阜県各振興局（事務所）環境課（岐阜市の場合は、岐阜市産業廃棄物指導室）で入手して下さい。

開催県	新 規				更 新		特管責任者
	産廃収運	産廃処分	特管産廃収運	特管産廃処分	産 廃 収 運・ 特管産廃収運	産 廃 処 運・ 特管産廃処分	
岐阜	7/5～7/6 10/4～10/5				11/8		9/19～9/20 11/7
静岡	5/22～5/23 10/30～10/31 20年 1/22～1/23				8/22 20年 1/24	12/19～12/20	5/24 8/23 11/1 12/18
愛知	5/22～5/23 6/26～6/27 9/26～9/27 10/17～10/18 12/18～12/19	9/4～9/7	8/29～8/31 20年 2/12～2/16	6/8 8/10 12/14	7/19～7/20		6/7 8/9 9/13～9/14 11/5～11/6 12/13
三重	8/23～8/24 11/21～11/22			5/25 8/22	10/24～10/25		6/19～6/20 10/26 11/20 20年 1/17 2/6

岐阜県以外については、直接開催県協会へ受講の受付が可能であるかをお問い合わせ下さい。

(社)静岡県産業廃棄物協会 ☎054-255-8285

(社)愛知県産業廃棄物協会 ☎052-332-0346

(社)三重県産業廃棄物協会 ☎059-351-8488

岐阜県の人事異動（関係分）

岐阜県の平成19年4月1日付定期人事異動が発表されましたので、関係分についてお知らせします。

◇環境生活部

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
部長	高田幸三	健康福祉部長	横井篤	副知事
次長	古田常道	廃棄物対策課長	細田大造	産業労働部次長

◇廃棄物対策課

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
課長	正木秀明	労働雇用課 総括管理監	古田常道	環境生活部次長
総括管理監	永田幸範	農政課政策企画 担当課長補佐	市川信夫	国体準備事務局次長
一般廃棄物担当				
技術課長補佐	細井紀也	中濃振興局 廃棄物担当技術主査	馬淵保	岐阜保健所 技術課長補佐
施設整備担当				
技術課長補佐	市原裕	薬務水道課 生活指導・健 康食品担当技術課長補佐	佐伯秀紀	河川環境研究所 技術課長補佐
(財)岐阜県環境管理技術センター派遣				
部付	久保田正之	西濃振興局 管理監兼環境課長	渡邊昇	地球環境課長

◇不法投棄監視課

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
課長	奥村政文	県警	黒岩芳則	県警
監視指導担当				
課長補佐	亀井洋志	県警	水田三千夫	県警

お知らせ

岐阜市の人事異動（関係分）

岐阜市の平成19年4月1日付定期人事異動が発表されましたので、関係分についてお知らせします。

◇環境事業部産業廃棄物特別対策室

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
産業廃棄物対策統括審議監(参事)	木股康範	廃棄物適正処理対策審議監(参事)	宮川森男	行政管理部管財室長(参事)
主査	深尾八千代	図書整理室 主査	—	—
副主査	梅村幸司	企画調整室 主任	—	—
副主査	大矢博之	薬剤部 主任	—	—
主任	太田賢吾	農林振興政策室 主任	—	—
主任	河村 豊	学校保健室 主任	—	—

◇環境事業部産業廃棄物指導室

現職名	転入者	転入前職名	前任者	転出先職名
副主幹	廣瀬峯夫	保健所食品保健室副主幹	—	—
副主査	沢田秀樹	西部事務所 副主査	—	—

協会事務局の人事異動

現職名	転入者	転入前所属・職名	前任者	転出先
専務理事代行	高木正弘	(財)岐阜県教育文化財団 理事長	種田昌史	退職
事務局長	永江義保	森林整備課 総括管理監	—	—

☆このたび、3月31日をもって、専務理事を退任しました。

2年間という短い期間でしたが、皆様方からお寄せいただきました暖かいご指導ご支援によりまして、無事に職責を果たすことができましたことに対しまして、厚く御礼申し上げます。今後とも当協会並びに業界が益々発展されますことをお祈り申し上げまして、お礼のご挨拶とします。
種田昌史

☆このたび、4月1日付けで当協会にお世話になることになりました。

よろしくお願い申し上げます。

高木正弘

永江義保

許可の有効期限にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は更新手続きをしないと失効します。

このようなことにならないよう、許可証の有効期限がいつになっているのか、常に注意しておきましょう。

- 当協会では、岐阜県・岐阜市の許可については、会員企業へ許可満了日到来の1年前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了3ヵ月前に更新の手続きをお知らせしておりますが、他県の許可を取得している方は、特に細心の注意が必要となります。
- 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の更新許可申請に関する講習会を受講していないと更新許可申請は受け付けてもらえません。
更新許可講習会の修了証の有効期限は、発行日から2年以内です。
(都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ確認してください。)
- 許可満了日到来2ヶ月～3ヶ月前に更新許可の申請をするためには、講習会の受講を6ヶ月前位までに済ませておくことをお勧めします。許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地でも受講しなくてはならず、時間的にも経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

なお、岐阜県における講習会開催日程等の詳細は、当協会まで電話にてお問い合わせください。

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

TEL 058-272-9293

<協会への入会のおすすめ>

—— 協会組織の拡充・活性化強化を図るために ——

当協会は、産業廃棄物の適正な処理、積極的な再生利用等を推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、組織を更に強固なものとしていくことが、肝要であります。

協会会員の増強につきましては、従来から努力しているところですが、未だ十分とは言えないのが現状であります。このため、できるだけ多数の方々に入会いただき、協会組織の強化・活性化を図ることが必要と考えております。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者へは正会員に、また、排出事業者には賛助会員として、ご入会をお勧めいただきますよう、お願ひいたします。

◎ 入会金 正会員 10,000円

◎ 会費 正会員 月額 10,000円

賛助会員 年額 30,000円

◎ 入会方法 入会には申込書を提出していただきますので、下記の協会事務局へ電話などでご連絡ください。入会申込書をお送りします。また、受付後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費等についてお知らせします。

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

〒500-8384 岐阜市薮田南1-11-12

岐阜県水産会館1F

TEL 058-272-9293

FAX 058-272-6764

◎ 会費の納入は便利な口座振替で ◎

会費の納入に便利な口座振替を利用しませんか。

振込手数料がいりません。

銀行などへお出かけになる手間が省けます。

支払日を気にしなくてすみ、安心です。

現在、会員の皆様に約330件のご利用をいただいております。

◆ご利用にあたって◆

- 最初に一度手続されれば、金融機関の口座から自動支払いができます。
- 次の金融機関をご利用できます。その他の金融機関を利用する場合は、事務局へご確認ください。

銀 行 (十六・大垣共立・岐阜)
 信 用 金 庫 (岐阜・大垣・西濃・関・東濃・八幡・高山)
 信 用 組 合 (岐阜商工・飛騨・益田・イオ・岐阜県医師)
 農業協同組合 (岐阜県内のすべての農業協同組合)
 労 働 金 庫 (東海労働金庫)
 郵 便 局 (全国の郵便局)
- ご連絡いただければ、預金口座振替依頼書をお送りしますので、ご記入の上ご返送ください。事務局の方で手続きします。
- お取引金融機関の口座からの振替日は下記のとおりです。ただし、振替日が金融機関休業日の場合は、その翌営業日となります。

• 正会員

期	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期
月 日	4月27日	7月27日	10月27日	1月27日
金 額	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円

• 賛助会員

4月27日	30,000円
-------	---------

【お申込み・お問い合わせ先】

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

☎ 058 (272) 9293 (担当: 大谷)

建設系廃棄物マニフェストの価格改定について

建設九団体副産物対策協議会発行の建設系廃棄物マニフェストの販売価格が、下記のとおり改定されましたので、お知らせいたします。

記

○価格表 * 単票1箱=100セット、連続票1ケース=500セット

管理票（マニフェスト）の区分	種類	単価（円）
建設系廃棄物マニフェスト	単票 1箱	2,500円
	連続票 1ケース	12,500円

○実施日 平成19年4月2日販売分より

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の購入方法

産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、下記の方法で購入することができます。

○当協会事務局へ来所され、直接購入する。（窓口にて「購入申込書」に、ご記入いただきます。）

○発送により購入する。（FAXによる注文）

発送を希望される方へのご案内

- ・ 次ページの「産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書」に記入漏れのないよう必要事項をご記入の上、FAXでお送りください。
- ・ 代金の支払いについて、送料は着払い、産業廃棄物管理票代金は発送の際に同封する「郵便払込取扱票」により、到着日を含め10日以内に振込みください。
- ・ 各種連続票は、申込書受信後に発行元より取り寄せる場合があります。その場合は、お届けするのに1週間前後かかりますのでご了承ください。

☆ 産業廃棄物管理票（社）全国産業廃棄物連合会発行）、建設系廃棄物マニフェスト（建設九団体副産物対策協議会発行）の書き方等の小冊子を希望される方は、次ページの「産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書」の冊子欄に数量をご記入ください。マニフェストと同送いたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払いください。

社岐阜県産業環境保全協会 御中

FAX 058-272-6764

* No. _____ ~ _____

* No. _____ ~ _____

産業廃棄物管理票（マニフェスト） 購入申込書

次のとおり購入しますので申し込みます。

(単票1箱=100セット、連続票1ケース=500セット入)

管理票（マニフェスト）の区分	種類	単価(円)	数量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設九団体副産物対策協議会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース

※建設系廃棄物マニフェストは、(社)岐阜県建設業協会においても購入できます。

次のとおり産業廃棄物管理票書き方の小冊子を申し込みます。

産業廃棄物管理票（社団法人全国産業廃棄物連合会発行） 【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	A5版 54ページ 1冊 110円(実費)	冊
建設系廃棄物マニフェスト（建設九団体副産物対策協議会発行）の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	A4版 34ページ 1冊 120円(実費)	冊

平成 年 月 日

〒 -

住 所

会 社 名

代表者氏名又は

取扱責任者氏名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

(注) *印の欄は、記入しないでください。

支払	振込 No
方法	現 金
整 理	

保全協会報「ぎふ環境保全」編集委員

委員長 野村清晴
副委員長 山口繁
委員 大野安一 加藤宏 川合清和
中尾勝 野々村清 松田康利

編集後記

最近、学校や会社などで陰湿なイジメが行われており、時には悲惨な自殺となって新聞、テレビに報道される事件が多く発しております。知識人や評論家の言を借りるまでもなく本当に嘆かわしい事態と言わなければなりません。

世の中に、嫌悪施設と言われる施設があるのをご存知でしょうか。すなわち世の人々が忌み嫌う施設のことです。不思議なことにこの嫌悪施設は、われわれ人間社会にとって必要不可欠な施設であるにもかかわらず、自分らの目の届く範囲に建設されようとする時、目の色変えて反対されます。しかし、他所で造られる時は実に寛大で、決して反対されるようなことはありません。嫌悪施設で国家的なものは、軍事施設や原子力発電所およびそれらの関連施設など、もう少し身近なものでは刑務所や火葬場など、わが業界における最も重要な施設である産業廃棄物なども残念ながら嫌悪施設に列しているのであります。トラックなどの渋滞で劣悪な環境汚染をもたらす道路や年間に何十万人もの死傷者を発生させる自動車などは嫌悪施設に入っています。いったい嫌悪施設と何処が違うのでしょうか。

たしかに、誰でも快適な生活を楽しみたいと考えています。その快適な生活を妨害するような原因は徹底的に排除したいものです。しかし、そんな社会が存在するのでしょうか。日が当たれば必ず影ができます。山があれば谷があります。物を食べれば必ず排出します。全て自然の摂理ではないでしょうか。もう少し、1人ひとりが我慢をして、他人を思いやるところで物事を解決していく知恵が欲しいものです。イジメを無くすのも同じことではないでしょうか。

[言葉の宝石箱]
「心と体の和、人ととの和、大自然との調和」(楊名時著「太極拳の心」より)
和という字は、「禾」と「口」に分けられます。「禾」は収穫、つまり食べ物のことを指し、「口」は人間の口を指しますから、ほどよく食べ物が入れば平和になる、という意味です。記 Y.O

平成19年4月15日発行

第70号

編集発行 社団法人岐阜県産業環境保全協会

理事長 中本貞実

〒500-8384 岐阜市薮田南1丁目11番地12号 岐阜県水産会館1階
TEL<058>272-9293
FAX<058>272-6764

URL <http://www.ccom.or.jp/gifu-hozon/>

印刷 共和印刷株式会社



協会のシンボルマーク



外紙配当率100%再生紙を使用しています

社岐阜県産業環境保全協会 会員の皆様へ

「集団扱」自動車保険
3つのメリット

◎保険料が
最大10%もお得

◎ご契約時には
キャッシュレスで

◎お申し込み日
から安心



日本興亜損害保険株式会社

岐阜支店営業第1課 担当 折笠 TEL <058>253-9822

クリーンな社会づくりをめざす
21世紀のパイオニア

としわ
寿和工業株式会社

■ 環境計量証明事業（岐阜県濃度18号）

廃棄物・水質・土壤・臭気の分析等を行っています



産業廃棄物

- 溶出試験
- 含有試験

水 質

- 地下水
- 湖沼水
- 河川水
- 工業用水
- 凝化槽放流水
- 工場排水、など

土 壤

- 底質
- 田、畑土、など

肥 料

- 有機肥料
- 化学肥料
- 食害栽培試験

臭 气

土壤汚染状況調査

- H15.1.20 環境大臣指定調査機関指定
指定番号 環2003-1-145

■ 産業廃棄物収集運搬・最終処分業（管理型）

産業廃棄物処理業

- (処 分 業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず
・廃油（タールビッチ） ・13号廃棄物

- (収集運搬業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず
・廃油 ・13号廃棄物 ・廃酸 ・廃アルカリ

特別管理産業廃棄物処理業

- (処 分 業) ・特定有害廃石綿等

- (収集運搬業) ・特定有害廃石綿等 ・引火性廃油 ・腐食性廃酸 ・腐食性廃アルカリ
・感染性産業廃棄物 ・特定有害廃油 ・特定有害廃酸 ・特定有害廃アルカリ
・特定有害燃え殻 ・特定有害汚泥 ・特定有害ばいじん

※許可内容詳細についてはご相談ください。

■ 建設業

■ 砂利、砂、碎石の製造販売

■ 環境関連機器販売

排出業者の皆様

産業廃棄物の処理について、お困りの点・お悩みの点などございましたら、
何なりと、下記までご連絡ください。

本社／〒509-0214 岐阜県可児市広見1丁目47番地

TEL. (0574) 62-2121 (代) FAX. (0574) 62-6661



自然に優しい未来を築きたい

We Love Nature & Future



HATSURI
KIMURA
CORPORATION

株式会社
はつり
研木村

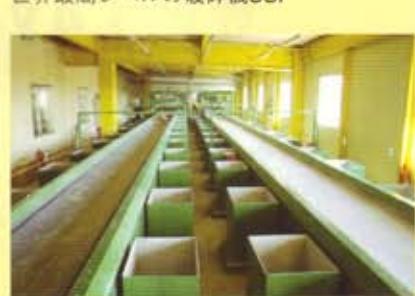
■本社
〒503-0856 岐阜県大垣市新田町5丁目22番地
TEL(0584)89-7195(代) FAX(0584)89-7978

■研木村リサイクルセンター
〒503-0993 岐阜県大垣市荒川町東大グラ917-1
TEL(0584)92-2823 FAX(0584)92-1004



新しい中間処理プラントが完成！

当社では大規模プラント導入により、多様化するの廃棄物処理ニーズに対応しています。



総全長100mの手選別コンベアライン

● 多様な廃棄物をリサイクル。

多種多様な処理パターンを想定した3つのラインが、柔軟な処理工程を実現。混合物から廃プラスチック、木くず、紙くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、ゴムくず、廃石膏ボード、かれき類にいたるまで、多様な廃棄物を再資源化します。

● 最新の中間処理施設を構築。

コンベアや選別機など大幅な自動システム化を推進。破碎機やロールスクリーン、風力選別機、圧縮梱包機についても最新機器を導入し、処理能力アップを実現しています。

● 万全の環境保全対策。

新工場では、周辺の環境に負荷を与えないようさまざまな対策を実施。工場の周りにはグリーンベルトを設置し、プラント内でも、騒音、振動、粉塵などの対策を徹底しています。

産業廃棄物の処理で
お困りのことがありましたら、
ご連絡ください。



〈取り扱い品目〉

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリー
トくず(工作物の新築・改築または除去にともな
って生じたものを除く)および陶磁器くず、がれ
き類、※燃えがら、※汚泥、※動物性残さ、
※鉛さい、※動物のふん尿、※ばいじん、
※廃油、※廃酸、※廃アルカリ

※ 収集運搬に限る



リサイクル創造企業

エコム カワムラ株式会社

〒503-0234

岐阜県安八郡輪之内町里85番地の3

TEL 0584-68-2033(代) FAX 0584-68-2037

URL <http://www.ecomkawamura.co.jp>



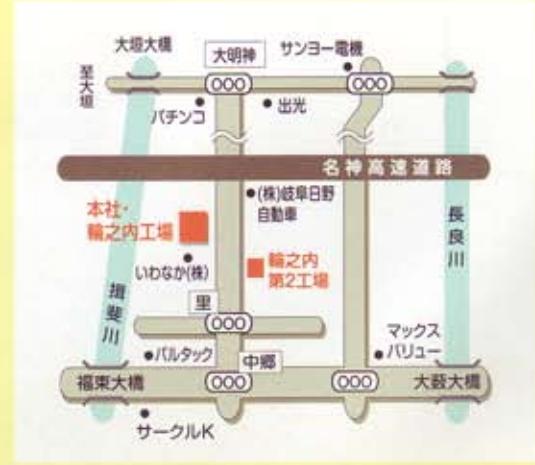
アクセス

お車でお越しの場合

名神高速道路・岐阜羽島インターチェンジから車で約10分

電車・タクシーでお越しの場合

東海道新幹線・岐阜羽島駅からタクシーで約10分



「クリーンな県土」と「産業の活力」に貢献



TAKAI

産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、名古屋市、三重県、滋賀県、福井県、京都府)

許可品目

燃え殻、廃アルカリ、繊維くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、廃プラスチック類、動植物性残渣、廃油、紙くず、ゴムくず、廃酸、木くず、金属くず

積替保管

(岐阜県)

許可品目

廃油、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、繊維くず

特別管理産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

特別管理産業廃棄物中間処理業

(焼却、中和)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

産業廃棄物中間処理業

(焼却、破碎、圧縮、切断、脱水、中和)

許可品目

汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃酸、廃アルカリ

電子マニフェストを導入しています

産業廃棄物の処理は
タカイ商事にご相談下さい

産業廃棄物総合焼却処理工場



〒501-1183

岐阜県岐阜市則松1469番地の3

TEL (058) 239-9931

FAX (058) 239-9828

E-Mail takaisho@sweet.ocn.ne.jp

URL <http://www4.ocn.ne.jp/~sanpai/>

企 業 理 念

“安全で安心”循環型社会の創造は
私たちの使命です



有限会社 海津リサイクルセンター

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境(環境アセスメント)の保全を図る上で極めて重要なことあります。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、環境に関するグローバルスタンダードである『ISO14001』認証を取得いたしました。

私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。



有限会社 海津リサイクルセンター

〒503-0643 岐阜県海津市海津町札野434
Tel.0584-53-3103 Fax.0584-53-3104

<http://www.satomasa.co.jp> E-mail : info@satomasa.co.jp

サトマサ株式会社

〒496-0045 愛知県津島市東柳原町1-26
Tel.0567-28-3103 Fax.0567-26-4843



社団法人 岐阜県産業環境保全協会